

①空き家相続登記等補助



空き家の適切な登記を促進するため、相続登記等費用の一部を補助します。

補助額等

空き家の相続登記等に要する費用
(補助限度額:5万円, 補助率:1/2)

※予算に限りがあるため、補助申請の前にご相談ください。

対象空き家

市内にある空き家(未登記の場合を含む)
但し、登記後に単独所有となるものに限る

補助対象者

空き家の所有者(法人は除く。)又は相続人

提出書類

事業実施前

- ①交付申請書
- ②空き家の現在の所有者が確認できるもの
(登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳)
- ③司法書士等の見積書(写し)
※登録免許税は補助対象外
- ④市税等に滞納がないことを証明する書類
- ⑤その他市が必要と認めた書類(誓約書等)

事業完了時

- ①事業実績書
- ②司法書士等の領収書(写し)
- ③変更後の家屋の登記事項証明書
- ④住民票(居住)又は、空き家バンク登録申請書の写し

条件

江田島市に登録された空き家であること
相続登記が未了であること
相続登記完了後は、**居住又は空き家バンク**
に登録すること

注意点

申請前に事業に着手されていた場合は、補助の対象となりません
実績報告は3月10日まで
未登記の場合は、広島法務局呉支局へ
表示登記及び保存登記を併せて行うこと
広島法務局呉支局 登記部門
TEL0823-21-9289